

③ 医療機関等と締結する協定について【概要】

1 医療措置協定

改正感染症法において、**都道府県知事は**、新興感染症の発生・まん延時に、迅速かつ適確に医療提供体制を確保するため、**新興感染症の対応を行う医療機関等と協議し、感染症対応に係る協定(医療措置協定)を締結することが法定化された。**

- ◎ **全ての医療機関** ⇒ 協定締結に係る協議に応じることを義務づけ
- ◎ **道と医療機関等が協議し、双方合意した場合に、医療機関等の機能に応じた協定を締結**
 - ①**病床の確保**、②**発熱外来の実施**、③**自宅療養者等への医療の提供及び健康観察**、④**後方支援**、⑤**医療人材派遣**、⑥**【任意】個人防護具の備蓄**

項目	協議対象医療機関等				
	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
①病床の確保	○	○	○	○	○
②発熱外来の実施	○	○	○	○	○
③自宅療養者等への医療の提供・健康観察	○	○	○	○	○
④後方支援	○	○	○	○	○
⑤人材派遣	○	○	○	○	○

流行初期から対応する場合、財政支援（国基準を参酌し、知事が定める実施基準あり）

- … 第一種協定指定医療機関(病床確保)として、都道府県知事が指定
- … 第二種協定指定医療機関(発熱外来又は自宅療養者等への医療提供等)として、都道府県知事が指定

- ◎ **協定指定医療機関**の実施する入院医療・外来医療・在宅医療は**公費負担医療の対象**
- ◎ **公的医療機関等**(公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院)は、道と協議・合意の下、上記①～⑤のいずれか1つ以上の医療提供を**義務づけ**

2 その他の協定

～ ○検査等措置協定(検査能力の確保) ○宿泊施設確保措置協定(宿泊施設の確保)

医療機関等に対する財政支援規定

- ✓ 医療機関等に対する財政支援に係る費用負担については、現行、補助・負担割合を規定しているものについては、それを前提とした上で、
- ① 設備整備については、対象施設に協定締結医療機関等を追加、
 - ② 宿泊・自宅療養者の公費負担医療及び流行初期医療確保措置（費用は公費1/2、保険者拠出金1/2という負担割合とする。）に関する負担規定を新設、
 - ③ 協定締結医療機関等が実施する措置に関する補助規定を新設する。

★印は負担規定

	感染症指定医療機関等の設備整備 (第60条等)	入院措置 (第58条第10号等) ★	検査 (第58条第1号) ★	建物の立入制限等の措置 (第58条第8号等) ★	消毒等の措置 (第58条第5号等) ★	宿泊・自宅療養者の医療 (新設) ★	協定締結医療機関等が実施する措置 (新設)	流行初期医療確保措置 (新設) ★
現行 国の負担・補助割合	1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし
↓ 補助の対象機関の拡大					↓ 負担・補助規定の新設			
改正案 国の負担・補助割合	1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村が折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県は1/4) ※公費の中での負担割合

※ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討。
 (「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施)

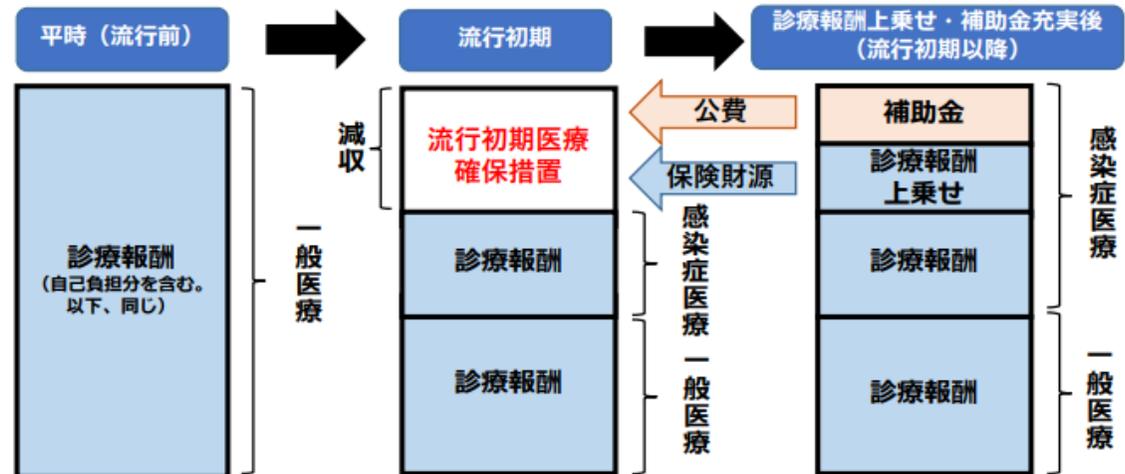
流行初期医療確保措置について（国の考え方）

■措置の目的・内容

- 大きな**経営上のリスクのある流行初期（公表から3ヶ月程度を想定）**に感染症医療を提供する医療機関（**病床の確保又は発熱外来の実施**）に対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの**一定期間、財政的な支援を行う**
- 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その**差額が支援される**（診療報酬等の充実後に差額を精算）
- **病床確保（入院医療）**を行う医療機関は、**外来も含めた診療報酬収入全体**を勘案し、**発熱外来のみ**を行う医療機関は、**外来分の診療報酬収入のみ**を勘案する

流行初期医療確保措置

- 一般医療の提供を制限して、流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、**診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政支援を行う。**
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。**（減収補てん）**



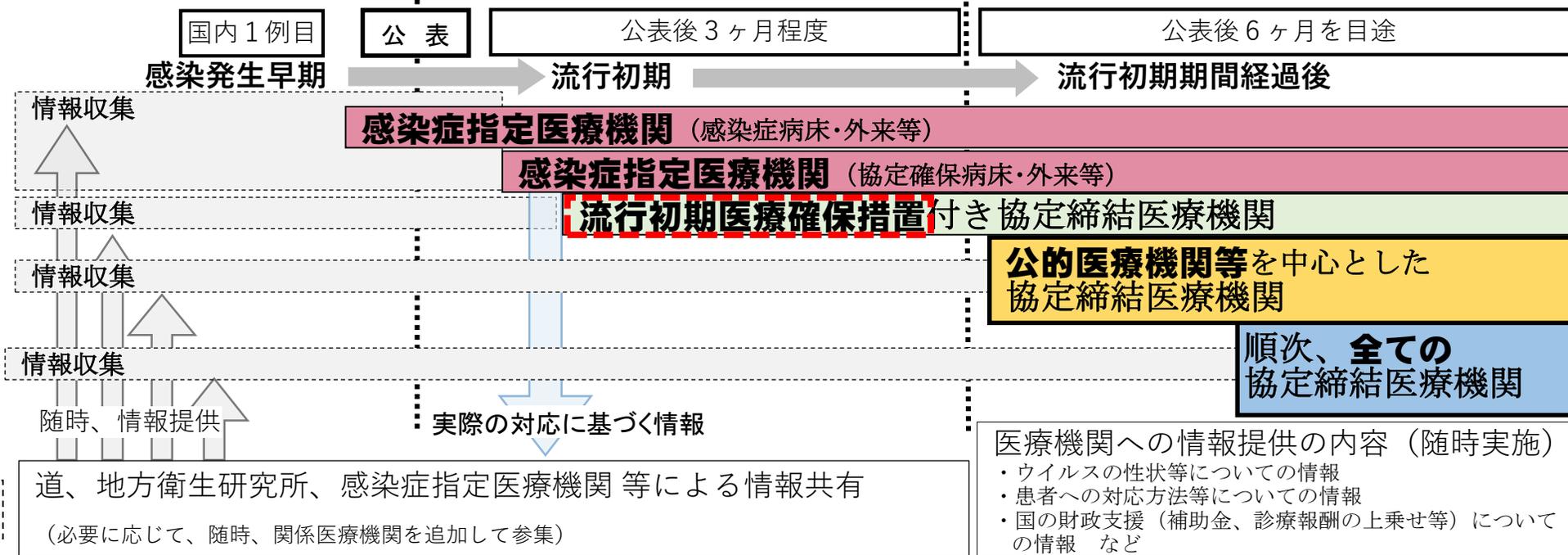
新興感染症の発生・まん延時における医療提供イメージ（国の考え方）

（参考）これまでの新型コロナ対策の状況（令和2年）

月日(令和2年)	1/28	2/1(公表)	3/30	8/1(公表6か月後)	12/7(公表10か月後)
療養者数(入院者数)	道内1例目発生	新型コロナを指定感染症とする旨の厚生労働省告示の施行	39名(39名)	96名(58名※)	2,261名(578名※)
重症者数	—		6名	3名	24名
感染発生地域	札幌市		石狩 ほか4振興局	石狩 ほか5振興局	全道
ウイルス株等	—		—	—	アルファ株、ベータ株
対応医療機関	第一種感染症指定医療機関	第一・二種感染症指定医療機関等	公的医療機関中心 (接触者外来 71か所)	公的・民間医療機関 (診療・検査医療機関 743か所)	

※確保病床への入院者数（感染症指定医療機関の感染症病床の入院者や院内クラスター対応分を除く）

■ 医療提供イメージ（国の考え方）



（感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針抜粋）
 新興感染症発生の公表後の流行初期の一定期間（3箇月を基本として必要最小限の期間を想定）には、まずは発生の公表前から対応の実績のある当該感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応も含め、引き続き対応を行うとともに、各都道府県知事による判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応していく。（中略）当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も中心となった対応とし、その後3箇月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。

検討スケジュール

年 月	検討内容等
R 5. 11月	■令和 5 年第 4 回定例道議会への報告（計画素案）
12月	○パブリックコメント
R 6. 1月	○次期「北海道感染症予防計画」地域説明会
2月	●北海道感染症対策連携協議会等（計画案） ■令和 6 年第 1 回定例道議会への報告（計画案）
3月	◎計画策定

(参考) 医療圏域別等の設定がある数値目標

【目標値①】 協定締結医療機関（入院）の病床数

■ 目標値の考え方

	国	道
流行初期	新型コロナ発生約1年後(2020年12月)の新型コロナの 入院病床数	国の考え方と同様、2020年12月に時点をおくが、 入院患者数等 を目安とし、 2次医療圏ごと に設定
流行初期以降	新型コロナ対応で確保した最大の体制(2022年12月)の 入院病床数	国の考え方と同様、2022年12月に時点をおくが、 入院患者数等 を目安とし、 2次医療圏ごと に設定

■ 数値目標

	数値目標
流行初期	1,734床
流行初期以降	2,448床

【目標値②】協定締結医療機関(発熱外来)の確保医療機関数

■ 目標値の考え方

	国	道
流行初期	新型コロナ発生約1年後(2020年12月)の新型コロナの診療・検査機関数(200床以上)	国の考え方と同様、2020年12月時点を目安として2次医療圏ごとに設定することを基本としつつ、各圏域の医療状況など地域実情を鑑みて医療機能を確保する。
流行初期以降	新型コロナ対応で確保した最大の体制(2022年12月時点)の新型コロナの診療・検査機関数	国の考え方と同様、2022年12月時点を目安として、2次医療圏ごとに設定

■ 数値目標

	数値目標
流行初期	84機関
流行初期以降	1,146機関

【目標値③】協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数

■目標値の考え方

	国	道
流行初期以降	新型コロナ対応で確保した最大の体制（自宅療養者等への医療提供機関数）	新型コロナ対応で確保した最大の体制（自宅療養者等への医療提供機関数）を目安に2次医療圏ごとに設定。

■数値目標

	数値目標	
	病院・診療所 訪問看護事業所	薬局
流行初期以降	986機関	1,646機関
合計	2,632機関	

目標値④協定締結医療機関(後方支援)の機関数

■目標値の考え方

	国	道
流行初期以降	新型コロナ対応で確保した最大の体制(後方支援を行う医療機関数)	新型コロナ対応で確保した最大の体制(後方支援を行う医療機関数)を目安に2次医療圏ごとに設定。

■数値目標

	数値目標
流行初期以降	108機関

【目標値⑧】協定締結宿泊施設の確保居室数

■ 目標値の考え方

	国	道
流行初期	新型コロナ対応時(2020年5月)の実績	国の考え方と同様とするが、3次医療圏ごとに設定
流行初期以降	新型コロナ対応で確保した最大の体制(2022年3月)の実績	国の考え方と同様とするが、3次医療圏ごとに設定

■ 数値目標

	数値目標
流行初期	930室
流行初期以降	2,545室

【目標値①（入院病床）・目標値②（発熱外来）】二次医療圏別内訳

■内訳(二次医療圏別)

二次医療圏	(参考)感染症病床	数値目標① (入院病床数)		数値目標② (発熱外来機関数)		二次医療圏	(参考)感染症病床	数値目標① (入院病床数)		数値目標② (発熱外来機関数)	
		流行初期	流行初期以降	流行初期	流行初期以降			流行初期	流行初期以降	流行初期	流行初期以降
南渡島	6	65	207	6	104	上川中部	6	220	267	6	89
南檜山	4	25	25	2	4	上川北部	4	48	48	1	14
北渡島 檜山	4	20	23	1	7	富良野	4	5	30	1	7
札幌	8	780	837	29	530	留萌	4	5	28	1	9
後志	4	70	103	5	85	宗谷	4	18	50	2	14
南空知	4	75	90	2	31	北網	4	33	100	3	41
中空知	4	43	70	2	10	遠紋	4	5	23	1	6
北空知	4	5	27	1	5	十勝	6	158	185	5	56
西胆振	4	33	82	4	36	釧路	4	83	112	4	43
東胆振	4	25	68	4	32	根室	4	8	43	2	7
日高	4	10	30	2	16	合計	94	1,734	2,448	84	1,146

■内訳(医療圏域別)

三次医療圏	二次医療圏	数値目標③ (自宅療養者等)		数値目標④ (後方支援)	数値目標⑧ (宿泊施設)		三次医療圏	二次医療圏	数値目標③ (自宅療養者等)		数値目標④ (後方支援)	数値目標⑧ (宿泊施設)	
		流行初期以降			流行初期以降	流行初期			流行初期以降	流行初期以降		流行初期以降	流行初期
		病院・診療所・訪問看護事業所	薬局	病院・診療所・訪問看護事業所						薬局	病院・診療所・訪問看護事業所		
道南	南渡島	77	94	15	-	330	道北	上川中部	88	77	7	-	200
	南檜山	10	9	1				上川北部	20	20	3		
	北渡島檜山	7	10	1				富良野	3	13	1		
道央	札幌	433	936	45	930	1,605		留萌	15	6	1		
	後志	67	66	6				宗谷	8	9	1		
	南空知	51	62	2				オホーツク	北網	32	73		
	中空知	8	15	1			遠紋		12	21	1		
	北空知	5	9	1			十勝	十勝	72	70	8		
	西胆振	30	30	2			釧路	釧路	15	32	2		
	東胆振	14	56	2				根室	4	21	1		
	日高	16	17	3			合計	986	1,646	108	930	2,545	

【目標値⑩】保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数(北海道[保健所設置4市除く])

数値目標

2,109

保健所	数値目標	保健所	数値目標	保健所	数値目標
岩見沢	109	浦河	35	稚内	75
滝川	68	静内	49	網走	63
深川	38	渡島	126	北見	105
江別	136	八雲	37	紋別	53
千歳	170	江差	47	帯広	177
倶知安	94	上川	76	釧路	134
岩内	24	名寄	54	根室	42
室蘭	96	富良野	52	中標津	39
苫小牧	157	留萌	53	合計	2,109

IHEAT研修の年度ごとの受講者数(北海道[保健所設置4市除く])

数値目標

32

保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数(保健所設置4市)

保健所	数値目標	保健所	数値目標	保健所	数値目標	保健所	数値目標
札幌市保健所	400	旭川市保健所	240	市立函館保健所	80	小樽市保健所	60

IHEAT要員の確保数(保健所設置4市)

保健所	数値目標	保健所	数値目標	保健所	数値目標	保健所	数値目標
札幌市保健所	5	旭川市保健所	3	市立函館保健所	10	小樽市保健所	3